

ひとつくり・交流拠点複合施設敷地内における飲食物販売場所貸付実施要綱

1 概要

ひとつくり・交流拠点複合施設には、飲料の自動販売機が2台あるのみで、食べ物の販売は行っていない。一方で、来訪者からは飲食物の販売を求める声があるが、建物内ではスペースの関係もあり、常設での飲食物の販売は困難である。

以上のことから、施設利用者の利便性の向上を目的として敷地内でのキッチンカー等による飲食物の販売を行うこととした。

この要綱は、ひとつくり・交流拠点複合施設敷地内における飲食物販売の用に供するための行政財産の貸付について必要な事項を定める。

2 対象物件（貸付場所略図参照）

物件 番号	貸付場所	販売方法	台数	貸付面積
1	喜多方市字稲清水 2333 番地 1 ひとつくり・交流拠点複合施設 南側敷地	キッチンカー もしくはテント	1 台 (1 張)	15 m ² (3 m×5 m)
2	喜多方市字稲清水 2333 番地 1 ひとつくり・交流拠点複合施設 南側敷地	キッチンカー もしくはテント	1 台 (1 張)	15 m ² (3 m×5 m)

3 貸付日及び時間帯

4 月から 10 月の土曜日、日曜日及び祝日（市が指定する日を除く。）とし、貸し付ける時間帯は午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする（準備及び撤去に要する時間を含む。販売の時間は午前 9 時 30 分から午後 4 時までの間の任意の時間とする。）。

貸付回数の上限は設けない。

4 申込資格

- (1) 屋外での飲食物の販売に関して必要な諸手続きを全て済ませていること。屋外での出店の実績があることが望ましい。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (3) 喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32条）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 成年被後見人でないこと。
- (5) 未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者でないこと。

5 申込方法

- (1) 申込期間は、販売希望日の属する月の前月 5 日午前 9 時以降、販売希望日初日の 10 日前までとする。

m（めご）ポイント事業協力店については、販売希望日の属する月の前月 1 日午前 9 時以降とする。

- (2) 販売希望者は申込期間内に、電話（ひとづくり・交流拠点複合施設：0241-24-5295）により空き状況を確認し、販売希望日の仮予約を行う。
- (3) 仮予約を行った後速やかに、行政財産使用許可申請書（喜多方市財務規則（平成 18 年喜多方市規則第 47 号。以下「財務規則」という。）様式第 83 号）及び様式 1 により、郵送もしくは直接持参のいずれかの方法で申し込む。

6 選定方法

申込による先着順とする。

7 貸付の決定通知

貸付を決定した時には、行政財産使用許可書（財務規則様式第 84 号）及び様式 2 により通知する。

8 使用料及び納入方法

- (1) 使用料は、喜多方市行政財産使用料条例（平成 18 年喜多方市条例第 106 号。以下「条例」という。）に基づき徴収する。
- (2) 使用料は、喜多方市の発行する納入通知書により販売日初日の前日までに支払うものとする。
- (3) 納入された使用料は返還しない。ただし、市において公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより行政財産の使用の許可が取り消された場合においては、条例第 5 条ただし書きの例による。

9 貸付条件

- (1) 販売品目：飲食物（アルコール飲料は不可。）とすること。
- (2) 販売方法：キッチンカーもしくはテントを使用すること。
- (3) 安全対策：火器を使用する場合は消火器を配置するとともに消防署への届け出を行うこと。
テントを使用する場合は、強風による倒壊や飛散を防ぐための措置を怠らないこと。幟旗や看板等を設置する場合も同様とする。
- (4) 容器回収：販売した飲食物の容器等の回収ボックス（ゴミ袋）を設置すること。
施設内にゴミ箱を設置していないことから、容器等の回収について来客に徹底すること。
- (5) 管理運営：回収ボックス内の空き容器等は適宜回収し、使用者の責任において適切に処理すること。残渣物も同様とする。販売終了後は貸付場所周辺の清掃を行うこと。

(6) 禁止事項：次の行為は禁止する。

- ア 政治・宗教等に関する掲示・勧誘・販売・配付等
- イ 使用の権利の他人への譲渡
- ウ 大音量で音楽等を流すこと
- エ その他、公序良俗に反する行為

10 費用負担

- (1) 販売に関するすべての費用は、使用者の負担とする。
- (2) 喜多方市は、長机等の什器、水、電気等の提供及び廃棄物等の処理・処分は行わない。

11 販売に伴う事故

喜多方市の責に帰する事由による場合を除き、使用者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損、その他の損害

- (1) 商品等の盗難、破損について、喜多方市の責に帰することが明らかな場合を除き、喜多方市はその責を負わない。
- (2) 事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電等による売上の減少については、喜多方市はその責を負わない。
- (3) 貸付を決定した後に法令及び本要綱に違反していることが判明した場合、許可を取り消すことがある。

13 その他注意事項等

- (1) 販売日初日は、使用料の領収済通知書を職員に提示して確認を受けること。
- (2) 準備及び撤去等に伴う車両は、西側駐車場（砂利部分）に駐車すること。
なお、西側駐車場に駐車できない場合は、職員の指示に従うこと。
- (3) 準備及び撤去等の際は、安全に十分留意すること。なお、準備は午前 9 時 30 分までに終了すること。

14 補 足

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

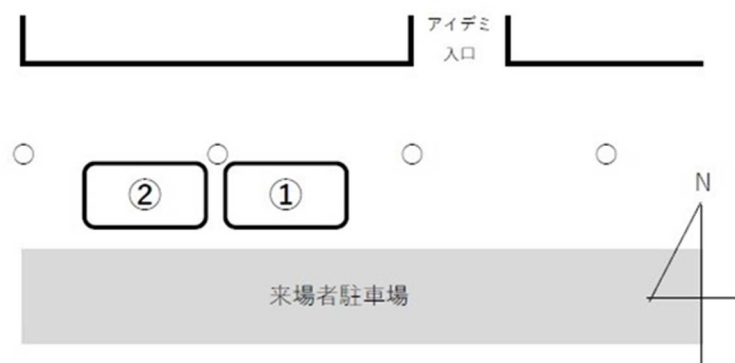
15 附 則

- (1) この要綱は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

- (1) この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日から施行する。
- (2) この要綱は、施行日現在の喜多方市ひとづくり・交流拠点複合施設条例（令和 3 年喜多方市条例第 34 号）第 3 条の規定により構成するひとづくり・交流拠点複合施設（第 1 期施設）において実施する当該事業について必要な事項を定めたものであり、ひとづくり・交流拠点複合施設（第 2 期施設）完成後は、その効力を失う。

《貸付場所略図》



(様式1)

ひとつくり・交流拠点複合施設敷地内における飲食物販売希望日申出書

(事業者名) _____

(電話番号) _____

(e-mail) _____

ひとつくり・交流拠点複合施設敷地内において飲食物販売を希望する日は下表のとおりです。

(年 月分)

販売希望日（曜日等）	販売希望日（曜日等）
日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：	日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：
日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：	日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：
日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：	日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：
日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：	日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：
日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：	日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：
日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：	日（土・日・祝） 到着 ： 販売時間 ： ～ ：

※「曜日等」は、該当するものを○で囲む。

※到着、販売時間は希望日が複数でも、変更がなければ、初日の欄の記載のみで可。

使用時間 8:30 ～ 17:00（販売時間 9:30 ～ 16:00 ）の範囲内

【参考】

◎販売（予定）品

① _____

② _____

③ _____

④ _____

(様式 2)

ひとづくり・交流拠点複合施設敷地内における飲食物の販売を許可する日等

(事業者名) _____ 様

ひとづくり・交流拠点複合施設敷地内において、飲食物販売のため、使用を許可する日等は下表のとおりです。

(年 月分)

許可日（曜日等）、物件番号	許可日（曜日等）、物件番号
日（ ）、 ①・②	日（ ）、 ①・②
日（ ）、 ①・②	日（ ）、 ①・②
日（ ）、 ①・②	日（ ）、 ①・②
日（ ）、 ①・②	日（ ）、 ①・②
日（ ）、 ①・②	日（ ）、 ①・②
日（ ）、 ①・②	日（ ）、 ①・②

《物件番号略図》

